

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年7月29日
照会部署名 四国ブロック本部厚生年金支援G
照会担当者 アシスタントインストラクター 北野 英範
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 渡部

(受付番号)

ブロック本部受付番号 厚 No. 2010-14

本部受付番号 No. 2010—798

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

特別支給の老齢厚生年金受給権者である役員にかかる同日得喪の扱いについて

(内容)

平成8年4月8日保文発第269号・庁文発第1431号通知により、特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、定年による退職後継続して再雇用される場合に限っては、使用関係が一旦中止したものとみなし、喪失届取得届を提出させているところである。

また、平成22年6月10日付保保発0610第1号年年発0610第1号年管発0610第1号においても、定年制の定めのない事業所において退職した後、継続して再雇用された場合について、使用関係が一旦中止したものとみなし、事業主から喪失届、取得届を提出させる取扱いとなっている。

では、特別支給の老齢厚生年金の受給権者である役員が辞任となり、その後継続して一般社員として雇用される場合は、どのように取扱うべきかご教示いただきたい。

《当ブロック見解》

- ① 役員を辞任したことにより一般の社員となっており、一般社員の定年以降であれば定年後の再雇用と考えられることから、喪失届、取得届を提出させる。
- ② 役員から一般社員になっても、その時点で退職したわけではないので、隨時改定の取扱いをする。

高齢者雇用の観点から考えてみても、グループ内では意見が分かれているところです。

【疑義照会 2010-633類似】

- ・特に役員規定等は定められていない場合。

(本部回答)

ブロック見解①の取り扱いとなる。

【平成22年8月11日 厚年情2010-74 (別添1) Q4参照】

回答日 平成22年10月27日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 小玉 幸夫
連絡先
メールアドレス

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上